

大阪地方裁判所 令和●●年（○○）第●●号 公売処分取消請求事件
国側当事者・国（大阪国税局長）
令和3年9月28日却下・控訴

判 決

原告 X
被告 国
同代表者法務大臣 上川 陽子
処分行政庁 大阪国税局長
吉井 浩
同指定代理人 別紙指定代理人目録記載のとおり

主 文

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

大阪国税局長が原告に対して令和元年8月●日付けでした公売処分を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、処分行政庁が、原告が国税（相続税等）を滞納しているとして、令和元年、原告が所有する別紙物件目録記載1の土地（以下「本件土地」という。）を公売に付し、その滞納国税を徴収するため、本件土地の公売について公告をした（以下、この公売公告を「本件公売公告」といい、本件公売公告に係る本件土地の公売を「本件公売」という。）ところ、原告が、本件公売に係る滞納国税の徴収権は時効等によって消滅しているから本件公売に係る処分は違法であるなどと主張して、被告に対し、本件公売に係る行政処分の取消しを求める事案であると解される。なお、原告は本件公売に係る行政処分の処分行政庁が国であることを前提としてその取消しを求めているが、本件公売に係る行政処分の処分行政庁は大阪国税局長である。

1 関係法令等の定め

別紙「関係法令等の定め」記載のとおりである。なお、同別紙において定めた略称は、以下、本文でも用いる。

2 前提事実（当事者間に争いがない事実であるか、掲記の証拠又は弁論の全趣旨により容易に認定することができる事実）

（1）相続の発生

ア 第1次相続

A（以下「A」という。）は、平成3年6月●日に死亡した。その相続人は、別紙「相続人関係図」記載のとおり、長男であるB（原告の父。以下「B」という。）、養子であるC（Bの妻であり、原告の母。以下「C」という。）、養子である原告（B及びCの長

女〔Aの孫〕）、養子であるD（原告の夫。以下「D」という。）、長女であるE、二女であるF、二男であるG、養子であるH（Gの妻）、養子であるI（G及びHの長男）及び三男であるJの10名であった（以下、Aを被相続人とする相続を「第1次相続」という。）。）。

イ 第2次相続

Bは、平成19年10月●日に死亡した。その相続人は、妻であるC、長女である原告、養子であるD及び二女であるK（以下「K」という。）の4名であった（以下、Bを被相続人とする相続を「第2次相続」という。）。）。

ウ 第3次相続

Kは、平成24年6月●日に死亡した。その相続人は、母であるCのみであった（以下、Kを被相続人とする相続を「第3次相続」という。）。）。

エ 第4次相続

Cは、平成28年3月●日に死亡した。その相続人は、長女である原告及び養子であるDの2名であった（以下、Cを被相続人とする相続を「第4次相続」という。）。）。

(2) Bによる第1次相続に関する相続税の申告等

ア 相続税の申告及び物納申請

Bは、平成3年12月●日、枚方税務署長に対し、相続税の申告書を提出して第1次相続に関する相続税を申告し（納付すべき税額5億1488万6200円。以下、この申告を「本件申告」という。）、併せて、本件申告に係る相続税のうち1億1357万7100円について、相続税物納申請書を提出して物納申請をした。（乙3、7）

イ 相続税の修正申告及び物納申請

Bは、平成6年10月4日、枚方税務署長に対し、本件申告の内容を修正する旨の修正申告書を提出した（増差税額57万0200円。以下、この修正申告を「本件修正申告」という。）。また、本件修正申告に係る相続税57万0200円について、相続税物納申請書を提出して物納申請をした（以下、この物納申請を上記アの物納申請と併せて「本件各物納申請」という。）。（乙4、8）

(3) 大阪国税局長による本件各物納申請の却下

枚方税務署長から通則法43条3項に基づき徴収の引継ぎを受けた大阪国税局長は、平成14年11月15日、本件各物納申請をいずれも却下した。（乙12、13）

(4) 大阪国税局長による本件雑種地差押え

大阪国税局長は、本件申告及び本件修正申告に係るBの滞納国税を徴収するため、平成16年5月31日付けで、Bが所有する別紙物件目録記載2の土地（以下「本件雑種地」という。）を差し押さえ、同年6月1日、その旨の登記をした（以下「本件雑種地差押え」という。）。本件雑種地差押えの効力は、現在まで継続している。（甲2、3）

(5) 本件交付要求、その解除、改めての交付要求

大阪国税局長は、令和元年5月29日、執行機関である大阪国税局長に対し、本件雑種地について、交付要求をした（以下、この交付要求を「本件交付要求」という。）。（甲5）

大阪国税局長は、令和元年8月28日付けで本件交付要求を解除し、これを原告に通知するとともに、同日、改めて執行機関である大阪国税局長に対し、本件雑種地について、交付要求をした（本件交付要求と対比すると、原告の滞納国税等の内容は同じであるが、相続税

法34条1項又は2項の規定による価額を限度とする連帯納付義務の内容が異なる。)

(甲7、乙20)

(6) Bによる本件土地の所有、原告による本件土地の承継

Bは、昭和60年5月24日、贈与により、本件土地の所有権を取得した。また、原告は、平成19年10月●日、第2次相続により、Bが所有していた本件土地の所有権を単独で取得した。(甲1)

(7) 大阪国税局長による本件土地の差押え(本件差押処分)

枚方税務署長から通則法43条3項による徴収の引継ぎを受けた大阪国税局長は、平成24年9月28日、原告が別表「原告の国税(本件公売公告に係るもの)」(以下「別表」といい、別表記載の滞納国税を番号ごとに「別表滞納国税1」などという。)記載の国税を滞納しているとして、その滞納国税を徴収するため、本件土地を含む原告所有の4筆の土地を差し押さえ(以下、この差押えを「本件差押処分」という。)、同年10月2日、その旨の登記をした。(甲1、4、10~12)

(8) 大阪国税局長による本件土地の公売

大阪国税局長は、本件土地を公売に付するため、令和元年8月●日付け公売公告第●●号により、①本件土地の所在、地番、地目及び地積、②公売の方法、日時(同年10月18日から同月25日まで)及び場所、③開札の日時(同月29日午前11時)及び場所、④売却決定の日時(同年11月5日午前11時)及び場所、⑤買受代金の納付期限(同日午後3時)等の事項を公告するとともに、これらの公告事項及び本件公売に係る国税の額を記載した公売通知書を原告に対して送付した。(甲6、乙5の1・2)

(9) 原告による審査請求(本件審査請求)

原告は、令和元年10月1日、国税不服審判所長に対し、本件公売に係る処分について取消しを求める旨の審査請求をした(以下、この審査請求を「本件審査請求」という。)。原告が国税不服審判所長に対して提出した審査請求書には、「審査請求に係る処分(原処分)」として「公売処分(最高価申込者決定処分・売却決定処分等)」に○印が付され、その全部の取消しを求める旨の記載がある。(乙1)

(10) 本件最高価申込者決定処分

大阪国税局長は、令和元年10月29日、徴収法104条1項に基づき、本件公売に係る最高の価額での入札者を最高価申込者として決定し(以下、この決定を「本件最高価申込者決定処分」という。)、同月30日付けで、不動産等の最高価申込者の決定等通知書を原告に送付した。(甲8)

上記(8)のとおり、本件公売においては、令和元年11月5日午前11時に売却決定をすることが予定されていたが、原告が本件審査請求をしたことから、通則法105条1項ただし書に基づき、売却決定がされないまま、上記日時が経過した。

(11) 本件最高価申込者決定処分の取消し

大阪国税局長は、本件公売の最高価申込者から徴収法114条に基づく入札の取消しの申出があったことから、令和2年3月17日、本件最高価申込者決定処分を取り消し、同日付けで、不動産等の最高価申込者の決定取消通知書を原告に送付した。(甲9)

(12) 本件審査請求に対する裁決

国税不服審判所長は、令和2年9月23日、本件審査請求を却下する旨の裁決をした。上

記裁判の理由の要旨は、次のとおりである。すなわち、①本件公売に係る最高価申込者の決定処分及び売却決定処分は、本件審査請求の申立て時点において存在しないものである。②原告は、本件審査請求において、本件公売に係る最高価申込者決定処分及び売却決定処分の取消しを求めるものと解される（原告は、国税不服審判所からの補正の求めに対し、飽くまで本件審査請求によって取消しを求める処分等は本件土地の「公売処分（最高価申込者決定処分・売却決定処分等）」である旨主張し、その回答内容は本件審査請求を公売公告その他の処分等と解することを許さない趣旨であると認められる。）。③その上で、売却決定処分の取消しの請求については、通則法105条1項ただし書に基づき、本件審査請求についての裁判があるまでの間、本件公売に係る売却決定がされることはなく、審査請求の対象として主張される処分が存在しないことから、本件審査請求は不適法である。④また、最高価申込者決定処分の取消しの請求については、本件審査請求の申立て後に同処分がされているものの、その後、同処分が取り消されており、原告は本件最高価申込者決定処分の取消しを求める法律上の利益を有しない。（乙2）

(13) 本件訴えの提起

原告は、令和3年3月23日、本件訴えを提起した。

3 争点

（本案前の争点）

- (1) 本件訴えに係る請求の特定の有無（争点1）
- (2) 訴えの利益の有無（争点2）
- (3) 適法な審査請求の前置の有無（争点3）

（本案の争点）

- (4) 滞納国税が時効により消滅したか否か（争点4）
- (5) 滞納国税が交付要求解除の通知により消滅したか否か（争点5）

4 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点1（本件訴えに係る請求の特定の有無）について

（原告の主張）

本件訴えについて、請求は特定されている。

（被告の主張）

原告は、本件訴訟において、「令和元年8月●日付公売通知書記載の公売処分」の取消しを求めている。しかし、公売（徴収法94条）とは、差押財産の原則的な換価方法として、公売公告、最高価申込者の決定、売却決定等から成る一連の手続を総称するものにすぎず、「公売処分」という行政処分が存在するわけではない。徴収法の規定に基づいて差押財産を公売に付する場合における行政庁の行為のうち、行政事件訴訟法3条2項の「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に当たるのは、①公売公告（徴収法95条1項）、②最高価申込者の決定（同法104条1項）、③売却決定（同法113条）、④配当（同法128条以下）であるが、訴状記載の請求の趣旨によっては、原告が本件公売における処分行政庁の一連の行為のうちどの行為を取消訴訟の対象とするのか不明であり、請求の特定を欠くものである。

したがって、本件訴えは、請求の特定を欠く不適法なものである。

- (2) 争点2（訴えの利益の有無）について

(原告の主張)

本件訴えについて、訴えの利益は認められる。

(被告の主張)

仮に、本件訴えにおける取消しの対象が本件公売に係る公売公告、最高価申込者の決定又は売却決定のいずれかであると解したとしても、次のとおり、本件訴えは、訴えの利益を欠き、不適法である。

ア 売却決定の取消しを求める場合

本件公売において、売却決定はされていない。したがって、仮に、本件訴えが売却決定の取消しを求めるものであったとしても、本件訴えは、取消しを求める処分が存在せず、その取消しを求める法律上の利益はないことから、訴えの利益を欠き、不適法である。

イ 本件最高価申込者決定処分の取消しを求める場合

本件公売において、最高価申込者の決定処分は、令和2年3月17日に取り消された。したがって、仮に、本件訴えが本件最高価申込者決定処分の取消しを求めるものであったとしても、本件訴えは、その取消しを求める法律上の利益は消滅していることから、訴えの利益を欠き、不適法である。

ウ 本件公売公告の取消しを求める場合

次のとおり、本件公売公告を基礎とした公売の続行する余地はなくなっている。したがって、仮に、本件訴えが本件公売公告の取消しを求めるものであったとしても、本件訴えは、その取消しを求める法律上の利益は消滅していることから、訴えの利益を欠き、不適法である。

すなわち、本件公売においては、令和元年10月29日、開札が実施され、本件最高価申込者決定処分がされており、この時に本件公売に係る入札は終了した（徴収法106条1項参照）。そして、令和2年3月13日付けで本件公売に係る最高価申込者から徴収法114条に基づく入札の取消しの申出があったため、同月17日に本件最高価申込者決定処分が取り消されており、本件公売においては、最高価申込者としての地位を有する者が存在せず、次順位買受申込者もいなかったことから、続行して売却決定（徴収法113条）をする余地はなくなった。この場合に、再公売（徴収法107条）の規定の適用はないと考えられ、本件土地を換価するには改めて公売公告から続行をやり直すほかないことから、続行する余地のなくなった本件公売公告は、法律上の効果を失った。したがって、本件公売公告の取消しを求める法律上の利益は消滅している。

(3) 争点3（適法な審査請求の前置の有無）について

(原告の主張)

原告は、令和元年10月1日、国税不服審判所長に対し、本件土地についての公売処分の取消しを求めて審査請求をした。したがって、本件訴えは、適法な審査請求を経たものであり、適法である。

(被告の主張)

仮に、本件訴えにおける取消しの対象が本件公売に係る公売公告、最高価申込者の決定又は売却決定のいずれかであると解したとしても、次のとおり、本件訴えは、適法な審査請求を経ていないから、不服申立ての前置（通則法115条）を欠き、不適法である。

ア 売却決定の取消しを求める場合

本件審査請求の申立て時において、本件公売に係る売却決定処分は存在していない。また、通則法105条1項ただし書の規定により、本件審査請求についての裁決があるまでの間、本件公売に係る売却決定がされることはない。したがって、仮に、本件訴えが売却決定の取消しを求めるものであったとしても、本件訴えは、本件審査請求の対象となる処分が存在せず、適法な審査請求を経たとはいえないことから、不適法である。

イ 本件最高価申込者決定処分の取消しを求める場合

本件審査請求の申立てがされた後、本件公売に係る最高価申込者決定処分がされたが、本件審査請求に対する裁決の前に本件最高価申込者決定処分は取り消され、その効力が失われた。したがって、仮に、本件訴えが本件最高価申込者決定処分の取消しを求めるものであったとしても、本件訴えは、本件最高価申込者決定処分の取消しを求める法律上の利益を欠いており、適法な審査請求を経たとはいえないことから、不適法である。

ウ 本件公売公告の取消しを求める場合

本件審査請求において、原告は、国税不服審判所からの補正の求めに対し、飽くまで本件審査請求によって取消しを求める処分等は本件土地の「公売処分（最高価申込者決定処分・売却決定処分等）」である旨主張していたことから、本件審査請求の対象を本件公売公告であると解することはできない。したがって、仮に、本件訴えが本件公売公告の取消しを求めるものであったとしても、本件訴えは、本件公売公告について適法な審査請求を経たとはいえないことから、不適法である。

(4) 争点4（滞納国税が時効により消滅したか否か）について

（原告の主張）

別表滞納国税3については、法定納期限である平成3年12月●日の翌日から5年後である平成8年12月●日の経過により、その援用を要することなく、時効により消滅した。別表滞納国税8については、法定納期限である平成6年10月4日の翌日から5年後である平成11年10月4日の経過により、その援用を要することなく、時効により消滅した。

（被告の主張）

原告がその納税義務を第2次相続、第3次相続、第4次相続によって承継した第1次相続に係るBの相続税（別表滞納国税3・8）については、時効の中断事由等があるため、時効により消滅していない。

(5) 争点5（滞納国税が交付要求解除の通知により消滅したか否か）について

（原告の主張）

交付要求の解除は、交付要求に係る国税が消滅した旨の意思表示である。したがって、別表滞納国税1・2・4～7・9（別表滞納国税のうち、時効により消滅したものを除く）は、原告が令和元年8月28日付け交付要求解除通知書（甲7）を受領した時点で、全て消滅した。

（被告の主張）

本件交付要求の解除により滞納国税が消滅するものではなく、別表滞納国税1・2・4～7・9は、消滅していない。

第3 当裁判所の判断

1 争点1（本件訴えに係る請求の特定の有無）について

(1) 原告は、訴状において、本件訴えにより取消しを求める対象について、「令和元年8月●

日付公売通知書記載の公売処分」と記載している。公売に係る手続についての処分の取消しの訴えは、①公売公告、②最高価申込者の決定、③次順位買受申込者の決定又は④売却決定の各処分を対象として行うことができると解されるところ、前記前提事実（10）及び（11）のとおり、本件公売においては、③次順位買受申込者の決定及び④売却決定は行われていない。

そうすると、本件訴えは、原告の意思を合理的に解釈すれば、①公売公告又は②最高価申込者の決定について取消しを求めるものと解するのが相当である。

（2）したがって、原告が本件訴えにより取消しを求める対象は特定されているということができ、本件訴えは請求の特定に欠けるものとはいえない。

2 争点2（訴えの利益の有無）について

（1）行政処分の取消訴訟は、取消判決の効力によって処分の効果を遡及的に失わせ、当該処分によって侵害された原告の権利利益の回復を図ることをその目的とするものであることから（最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同47年12月12日第三小法廷判決・民集26巻10号1850頁参照）、行政処分の取消訴訟における訴えの利益の有無については、処分を取り消すことによって回復すべき原告の権利利益が存在するか否かという観点から判断するのが相当である。

（2）そこで、本件において本件公売公告及び本件最高価申込者決定処分を取り消すことによって回復すべき原告の権利利益が存在するか否かを検討する。

公売は、具体的に特定の日時、場所において最高価申込者を決定する特定の手続であり、公売公告は、これにより公売財産を特定するとともに、通常の取引において一般に重要とされる事項を周知させ、買受の申込みを誘引するとともに公売の公正を図る趣旨で行われるものであると解される。このことからすれば、最高価申込者の決定が取り消され、売却決定がされないまま公売公告において定められた売却決定の期日を経過した場合には、当該公売公告は法律上の効果を失い、その後同一の差押財産を公売に付する場合には改めて公売公告を行わなければならないと考えられる。そして、この場合に先にされた公売公告が継続するものと解することはできず、後の公売公告に係る公売は先の公売とは独立した別個の処分であると解するのが相当である。

本件公売においては、令和元年8月●日付け公売公告第●●号により公売の公告がされ（前記前提事実（8））、同年10月29日付けで最高価申込者の決定がされたが（前記前提事実（10））、令和2年3月17日に最高価申込者の決定が取り消され、売却決定がされないまま公売公告に定められた売却決定の予定日を経過したことから、本件土地を換価するには改めて公売公告を行うほかなく、本件公売公告を基礎とした公売が継続する余地はない。

そうすると、本件においては、本件公売公告及び本件最高価申込者決定処分を取り消すことによって回復すべき原告の権利利益が存在するとは認められない。

（3）したがって、本件訴えは、訴えの利益を欠く。

3 まとめ

以上によれば、本件訴えは、訴えの利益を欠くものであり、その余の点について判断するまでもなく、不適法である。

第4 結論

よって、本件訴えは不適法であるからこれを却下することとして、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第7民事部

裁判長裁判官 山地 修

裁判官 太田 章子

裁判官 関 堯熙

(別紙)

指定代理人目録

石間 大輔、井上 裕貴、小泉 雄寛、美馬 本進、原口 真澄、濱田 良子、永濱 雅幸

以上

(別紙)

関係法令等の定め

1 国税徴収法（以下「徴収法」という。）

- (1) 徴収職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、差押えを解除しなければならない（79条1項）。
 - 一 納付、充当、更正の取消その他の理由により差押えに係る国税の全額が消滅したとき。
 - 二 差押財産の価額がその差押えに係る滞納処分費及び差押えに係る国税に先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を超える見込みがなくなったとき。
- (2) 税務署長は、差押財産等を換価するときは、これを公売に付さなければならない（94条1項）。
- (3) 税務署長は、差押財産等を公売に付するときは、公売の日の少なくとも10日前までに、次に掲げる事項を公告しなければならない。ただし、公売に付する財産（以下「公売財産」という。）が不相応の保存費を要し、又はその価額を著しく減少するおそれがあると認めるときは、この期間を短縮することができる（95条1項）。
 - 一 公売財産の名称、数量、性質及び所在
 - 二 公売の方法
 - 三 公売の日時及び場所
 - 四 売却決定の日時及び場所
 - 五 公売保証金を提供させるときは、その金額
 - 六 買受代金の納付の期限
 - 七 公売財産の買受人について一定の資格その他の要件を必要とするときは、その旨
 - 八 公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他その財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出るべき旨
 - 九 前各号に掲げる事項のほか、公売に関し重要と認められる事項
- (4) 徴収職員は、見積価額以上の入札者等のうち最高の価額による入札者等を最高価申込者として定めなければならない（104条1項）。
- (5) 徴収職員は、入札の方法により不動産等の公売をした場合において、最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額による入札者から次順位による買受けの申込みがあるときは、その者を次順位買受申込者として定めなければならない（104条の2第1項）。
- (6) 税務署長は、公売に付しても入札者等がないとき、入札等の価額が見積価額に達しないとき、又は次順位買受申込者が定められていない場合において徴収法108条2項若しくは115条4項（売却決定の取消し）の規定により売却決定を取り消したときは、更に公売に付するものとする（令和2年法律第8号による改正前の107条1項）。
- (7) 税務署長は、不動産等を換価に付するときは、公売期日等から起算して7日を経過した日において最高価申込者に対して売却決定を行う（令和2年法律第8号による改正前の113条1項）。
- (8) 換価に付した財産について最高価申込者等の決定又は売却決定をした場合において、通則法105条1項ただし書（不服申立てがあった場合の処分の制限）その他の法律の規定に基

づき滞納処分の続行の停止があつたときは、その停止している間は、その最高価申込者等又は買受人は、その入札等又は買受けを取り消すことができる（114条）。

(9) 滞納処分について、換価代金等（差押財産等の売却代金及び債権差押え等により第三債務者等から給付を受けた金銭をいう。129条1項）の配当に関し欠陥があることを理由としてする不服申立て（国税通則法〔以下「通則法」という。〕11条又は77条の規定により不服申立てをすることができる期間を経過したもの及び通則法75条3項又は4項の規定による審査請求を除く。）は、これらの規定にかかわらず、換価代金等の交付期日まででなければ、することができない（171条1項4号）。

(10) 通則法43条3項により国税局長が徴収の引継ぎを受けた場合等における徴収法（159条2項、173条、182条及び183条を除く。）の規定の適用については、「税務署長」又は「税務署」とあるのは、「国税局長」又は「国税局」とする（184条）。

2 通則法

(1) 国税局長は、必要があると認めるときは、その管轄区域内の地域を所轄する税務署長からその徴収する国税について徴収の引継ぎを受けることができる（43条3項）。

(2) 国税の徴収権の時効については、通則法第7章第2節に別段の定めがあるものを除き、民法の規定を準用する（72条3項）。

(3) 国税の徴収権の時効は、延納、納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予に係る部分の国税（当該部分の国税に併せて納付すべき延滞税及び利子税を含む。）につき、その延納又は猶予がされている期間内は、進行しない（73条4項）。

(4) 国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立ては、その目的となった処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。ただし、その国税の徴収のため差し押さえた財産の滞納処分による換価は、その財産の価額が著しく減少するおそれがあるとき、又は不服申立人（不服申立人が処分の相手方でないときは、不服申立人及び処分の相手方）から別段の申出があるときを除き、その不服申立てについての決定又は裁決があるまで、することができない（105条1項）。

(5) 国税に関する法律に基づく処分（80条3項に規定する処分を除く。）で不服申立てをすることができるものの取消しを求める訴えは、審査請求についての裁決を経た後でなければ、提起することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない（115条1項）。

一 国税不服審判所長又は国税庁長官に対して審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

二 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した者が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

三 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

以上

別紙、別表 省略